

社会保障・税番号制の導入が 地方公共団体へ与える影響について

内閣官房 社会保障改革担当室

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

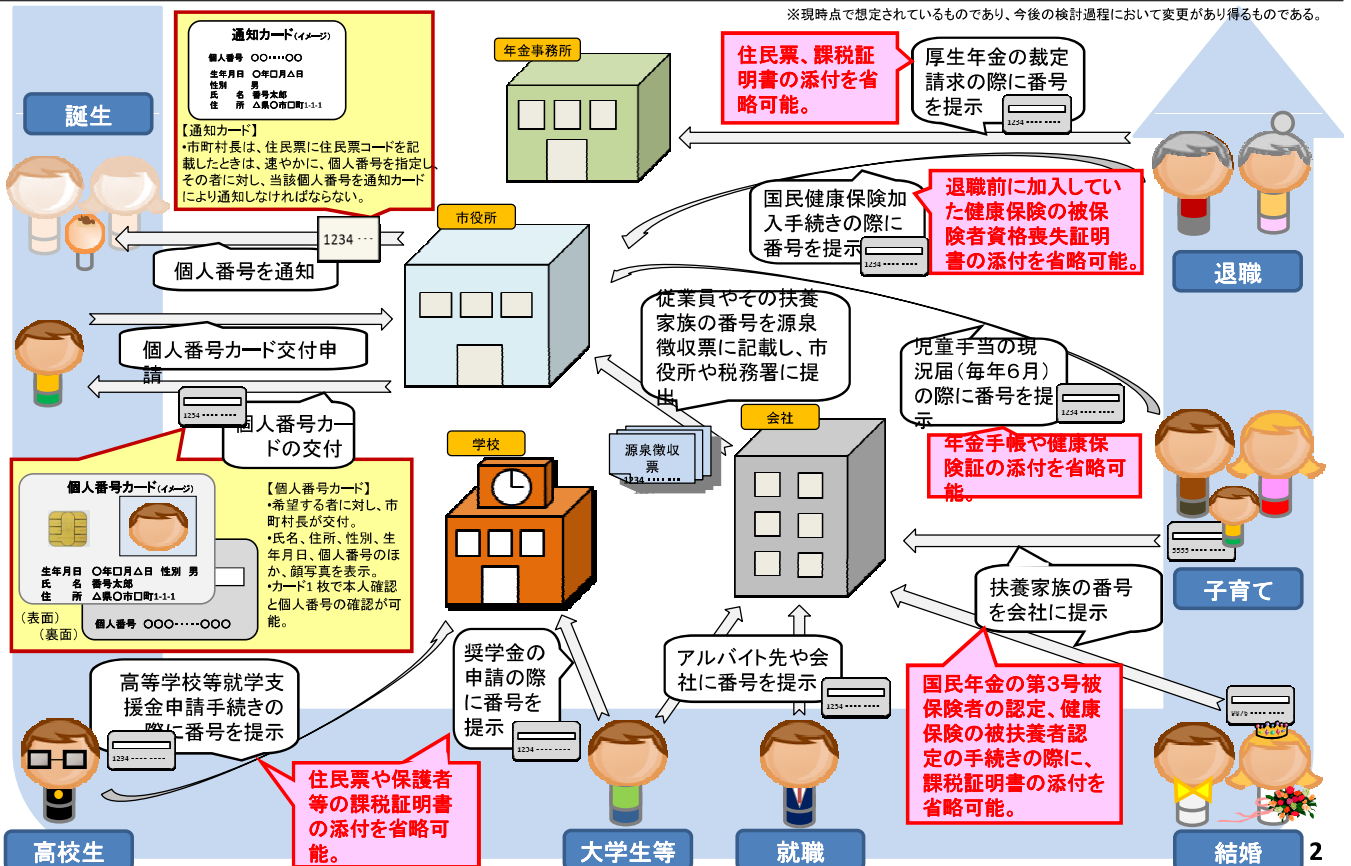
- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置

個人番号の利用分野		
社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用

➢ 上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

個人番号の利用例について

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更が得られるものである。



社会保障・税番号制度の仕組み

- ◎個人に
 - ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
 - ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
 - ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

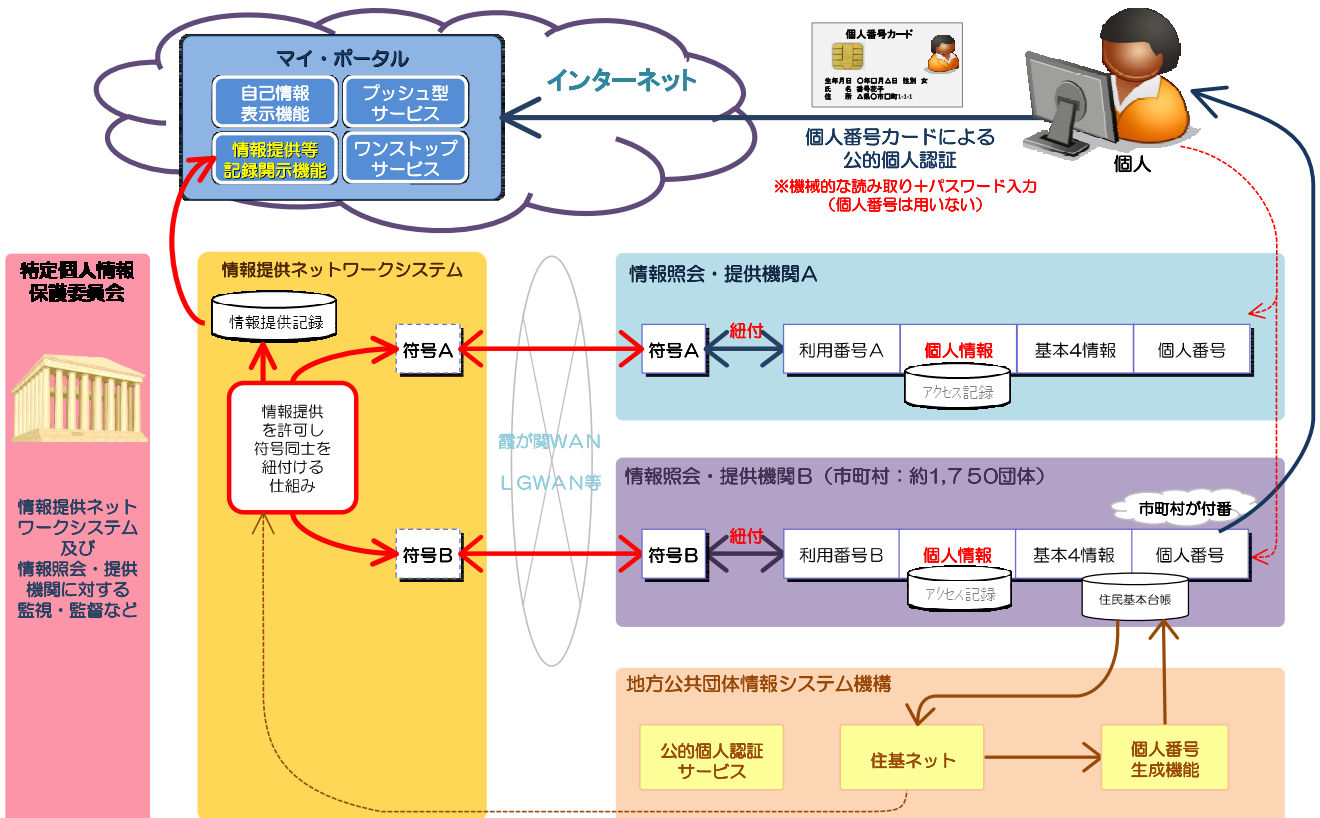
②情報連携

- ◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している**同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**
- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

- ◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み
- ◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。
 - ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
 - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

番号制度における情報連携のイメージ



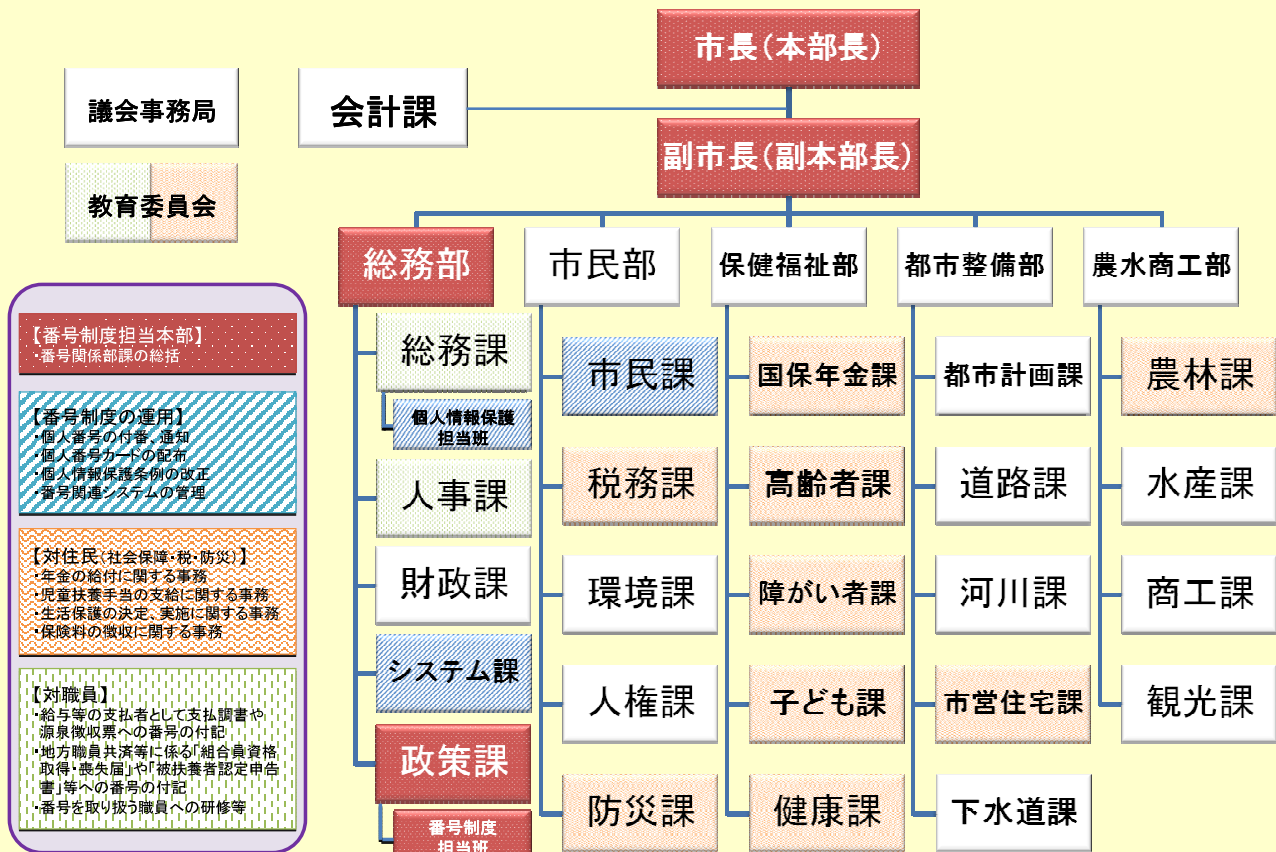
番号制度導入につき地方公共団体が行うべきこと

地方公共団体が行うべきこと

- 番号制度導入に係る体制整備(番号制度担当課や番号制度担当本部の設置など)
- 番号制度導入後の事務処理の流れの検討、関係課の洗い出し
- 個人番号の付番、通知カード及び個人番号カードの交付
- 番号を独自利用するための条例制定
- 特定個人情報保護評価(PIA)の実施
- 個人情報保護条例の改正
- 情報セキュリティ関連条例・規定の改正
- 番号関連システムの設計・開発・管理
- 職員を使用する者としての給与支払等事務への対応
 - ・給与等の支払者として支払調書や源泉徴収票への番号の付記
 - ・地方職員共済等に係る『組合員資格取得・喪失届』や『被扶養者認定申告書』等への番号の付記
- 番号を取り扱う職員への研修等

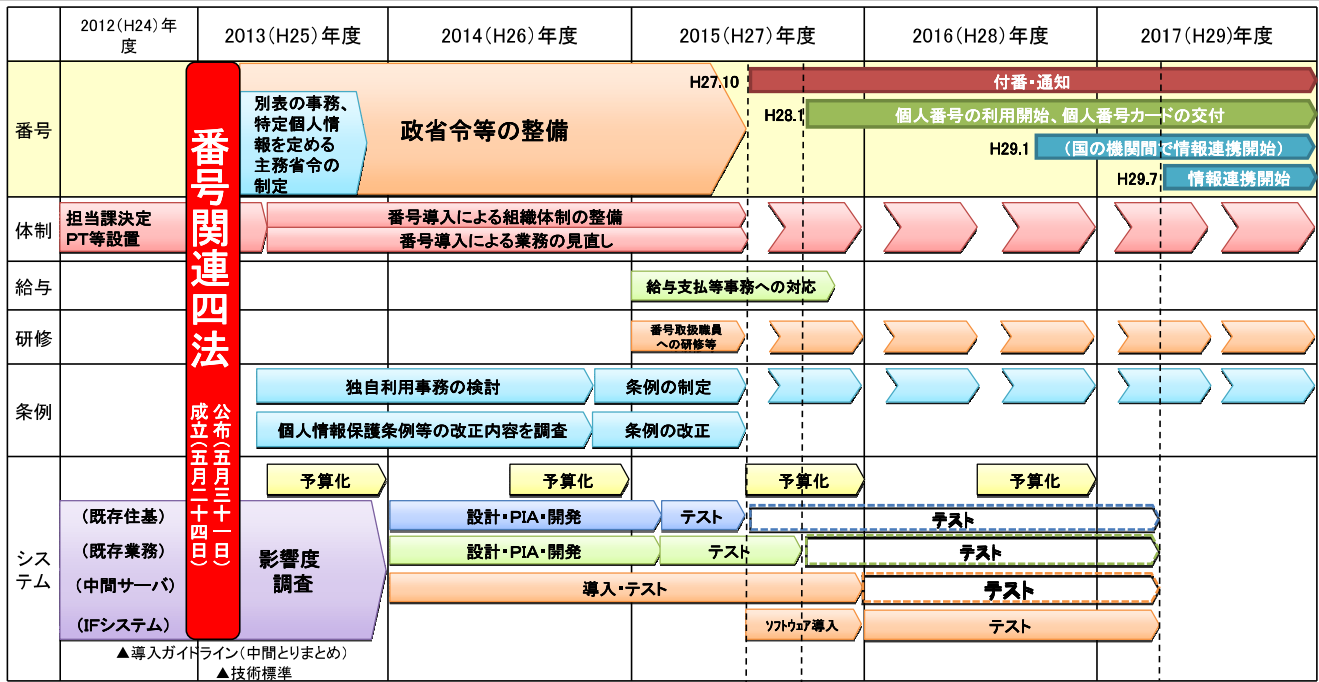
5

番号制度導入の関係課(架空の市における組織機構図)



6

地方公共団体における番号制度導入スケジュール(想定例)



➤ 地方公共団体における**システム整備**は、**情報連携開始(H29.7)前のテスト期間**を考慮して、**平成28年3月まで**に行っておかなければならない。

番号制度の導入に伴う費用(見込額)

○新規に必要なシステム 約350億円

- ・ 付番関連システム(個人番号、法人番号)約160億円
 - ・ 情報提供ネットワークシステム
 - ・ マイ・ポータル
 - ・ 特定個人情報保護委員会システム
- }約190億円

○既存システムの改修等 精査中(最大約2350億円)

各機関における個人番号や法人番号を処理するためのシステム改修は毎年の制度改正に対応したシステム改修や定期的なシステムリプレイスと併せて対応する必要がある。

- ・ 国の業務システム
 - 年金システム精査中(最大約186億円)
 - ハローワークシステム精査中(最大約155億円)
 - 労災システム精査中(最大約26億円)
 - 国税システム精査中(最大約380億円)
- ・ 地方公共団体の業務システム
 - 社会保障システム精査中(最大約900億円)
 - 住基システム
 - 地方税システム
 - 地方公共団体の情報連携対応

}精査中(最大約700億円)

○その他

- ・ 通知カード精査中
- ・ 個人番号カード精査中

1. 設置の趣旨

社会保障分野においては、手続の窓口や事務の多くを地方公共団体が担っていることから、社会保障・税番号制度を真に実効性のあるものとするためには、地方公共団体の意見を反映させることが不可欠である。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の国会審議においては、番号法の採決に係り、参議院において「社会保障・税番号制度に係る地方公共団体のシステム整備について、…地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。」との附帯決議がなされている。

このため、個人番号の利用範囲等の制度の詳細について、地方公共団体の意見を踏まえた検討を行うため、国と地方の事務レベルの協議の場を設置する。

2. 具体的な検討事項

- 番号法別表第1及び第2に基づく主務省令の内容について
- 番号法第9条第2項に基づく地方公共団体が独自に条例で定める事務について
- 制度の周知・啓発その他について

3. メンバー

国 : 総務省、厚生労働省、内閣官房

都道府県 : 新潟県、長野県、徳島県、高知県、佐賀県

市 : 多久市、三鷹市、川口市、千葉市、大阪狭山市、高松市

町村 : 秋田県井川町、神奈川県町村情報システム共同事業組合